

（４）情報教育の推進

急速な情報化の進展に伴い、これからの社会を生きる子どもたちに、情報を単に受け止めるだけでなく、整理・分析し、まとめ・表現したり、他者との協働で思考を深めたりして、物事を多角的・多面的に吟味し見定め、主体的に新たな価値を生み出す力を育むとともに、情報モラルを身に付け、情報社会に主体的に参画し、創造していこうとする態度を育んでいくことが必要となっている。

このことから、国の「GIGAスクール構想」によって新たに整備された1人1台端末等のICT環境のもとで、主体的対話的で深い学びと特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない本市の教育の実現を目指すとともに、情報活用能力（情報モラルを含む）を育む。

特に、世界中の多様な他者とともに新たな価値を創造していく学習や多様な子どもの学びを支えるために「オンライン学習」を実施するとともに、一人一人の理解度に合わせて進めることができ、教員の負担軽減にもつながる「AI型ドリル」の活用を図る。そして、「ICT活用の日常化」を推進し、ICT教育及び情報モラル・セキュリティ教育の充実を図るために、以下の取組を行う。

ア ICT教育の充実

- 児童生徒の情報活用能力の育成を図る。
- 教員のICT活用能力の育成を図る。
- ICT環境の整備とその効果的な運用を推進する。

【教育ICT整備・活用推進事業】

情報教育推進パイロット校の実践結果を元に、新たに情報活用能力「高松モデル」育成事業を立ち上げ、協力企業の募集や広報など、市長部局と連携を図りながら、企業等の強みを生かした1人1台端末の活用を図る。

また、国の方針に沿った1人1台端末の持ち帰り運用に備え、希望する小・中学校で検証を行う。

さらに、1人1台端末やAI型ドリル、ビデオ会議システム等と電子黒板を活用して、主体的・対話的で深い学びと誰一人取り残すことのない本市の教育の実現を目指すとともに、放課後ちよいスクールや初任者研修等の経年研修の中でICT活用に係る研修を行い、ICT教育の推進を図る。

【ICTに係る各種研修会の実施】

- ・プログラミング教育研修会
- ・学校ICT支援研修（アウトリーチ型研修として、要請のあった学校を訪問）
- 放課後ちよいスクール
 - ・Microsoft Teams 操作研修（初級・中級・上級）
 - ・GIGA端末活用研修（複数回）

【高松市教育情報通信ネットワークシステム管理事業】

高松市教育情報通信ネットワークシステム、各小・中学校のコンピュータ及び周辺機器の運用及び管理を行う。

イ 情報モラル教育の充実

○児童生徒が情報に対する個人の責任について理解できるよう情報モラル教育を推進するとともに、家庭等と連携してインターネット等の利用に伴う有害情報から児童生徒を守る。

【情報モラル教育推進事業】【情報モラル等指導支援事業】

情報モラルに係る実態調査の結果をもとに、児童生徒を対象にした情報モラル出前授業や教職員・保護者を対象とした研修会・講話を実施し、インターネットの安全利用や有害情報への適切な対応等に関する意識啓発と実践力の向上を図る。

- ・教員を対象とした情報モラル教育研修会の実施
- ・児童生徒を対象とした情報モラル出前授業の実施
- ・保護者用啓発パンフレットの配布
- ・幼稚園・こども園の保護者を対象にした講話の実施
- ・情報モラル教育に係るデジタル教材の提供



放課後ちよいスクール
「情報モラルとデジタル・シチズンシップ教育」



情報モラル出前授業

【スマート・メディア事業】

児童生徒が家族と一緒にメディアとのつきあい方を考える機会として、「スマート・メディアデー（ウィーク）」を設定し、生活習慣の見直しや家族の時間の確保に努める。こうした機会をとおして、メディアの有効性や利便性とネット・ゲーム依存などの危険性の両面を知り、メディアを賢く（スマートに）活用し、メディア利用における自己管理能力の育成を図るとともに温かい家庭づくりの一助とする。

- ・スマート・メディアデー（ウィーク）の実施
- ・「家族でチャレンジ！『スマート・メディア』」啓発チラシの配布

2 豊かな心と体を育てる教育の推進

（1）道徳教育の推進

これまでの国や県の学習状況調査によれば、「学校のきまりを守っている」や「将来の夢や目標を持っている」「自分にはよいところがあると思う」等において課題が見られる。本市の児童生徒の心の育ちには、規範意識やより高い目標をもって挑戦する態度、自己有用感等の育成が求められており、さらに自他の命を尊重し、相手の立場を考えて関わろうとする心の涵養も重要である。

年間計画に基づく道徳科の授業の確実な実施と、「考え、議論する道徳」に向けた指導方法の工夫など、より一層の授業改善に努めていく必要がある。

このことから、学校や家庭、地域社会が連携し、道徳教育を充実していくことが必要である。特に児童生徒が自己の生き方を考え、道徳的実践に結び付くよう、以下のような点に留意し、指導の工夫を行う。

○校長がリーダーシップを発揮して、道徳教育の方針を明確にし、道徳教育主任などの道徳教育推進教師を中心に、全教員の参画による指導体制を確立する。

○道徳教育の全体計画や各学年の年間指導計画は、共通理解のもと実効性のあるものにする。また、情報社会の進展に伴い、情報モラルに関する指導の充実を図る。



道徳科の授業

○道徳教育の要としての道徳科の役割と重要性を踏まえ、各教科・領域との関連を図りながら、児童生徒の発達段階に即して計画的、発展的に、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。その際、児童生徒が自己の人間としての生き方についての考えを深める授業展開となるよう意識するとともに、適切な評価方法を検討し、授業改善を図る。

○教職員の日常の言動が、幼児児童生徒の道徳性の育成に大きな影響を与えることから、模範となるよう態度や言葉遣いに配慮する。

○幼稚園、こども園、小学校、中学校の連携を密にし、指導の連続性や一貫性を図る。

○道徳科の授業を積極的に公開するとともに、道徳的実践の場がもてるよう、家庭や地域社会に働きかけ、「スマイルあいさつ運動」、掃除教育「ぴかぴかデー」を実施する。

○幼児児童生徒が、関わりを豊かにし、思いやりと感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めていくために、「ありがとうの日」を設定し、実施する。

【「ありがとうの日」の実践】

周りの人々との関わりや日々の生活に感謝し、自分たちの生活をより潤いのあるものにしていこうとする心情を高める場を、「ありがとうの日」として教育活動の中に位置付ける。

＜実践例＞

- ・ 毎月 3 日から 9 日の 1 週間を「ありがとうの日」とし、月ごとに、「家族」、「友だち」、「見守り隊の方」、「食べられる命」等、感謝する対象を決め、テーマを設定して、学年に応じて実施
- ・ 道徳科と「ありがとうの日」を関連付け、児童会や生徒会活動等を中心に、全校生へ働きかけて実施

【「スマイルあいさつ運動」の実践】

学校・家庭・地域社会が一体となって、子どもを育てる活動の一環として、あいさつ運動を展開する。幼児児童生徒、教職員、保護者、地域住民が連携協力して、あいさつや声をかけ合うことを通して「節度ある生活習慣」、「礼儀」、「思いやり」、「感謝」等、豊かな心を育むこと、学校・家庭・地域社会を明るく元気に活性化していくことをめざす。



「スマイルあいさつ運動」の実践

＜実践例＞

- ・ 月 1 回程度定期的に、学校や地域の実態に応じたあいさつ運動の実施
- ・ 幼児児童生徒と保護者、地域住民による校門前等でのあいさつ運動の実施

【掃除教育「ぴかぴかデー」の実践】

保護者や地域のコミュニティ協議会等との連携のもと、掃除教育「ぴかぴかデー」に取り組み、礼儀や作法を身に付けさせること、他人を思いやる心や社会貢献の精神を育むことを通して、規範意識を育成する。



「ぴかぴかデー」の実践

＜実践例＞

- ・ 保護者や地域の方を招き、掃除の段取りやぞうきん・ほうきの使い方等を学習
- ・ 掃除の意義を理解し、保護者と共に校内の大掃除をする親子ふれあい清掃の実施
- ・ 保護者や地域の方々と一緒に、ごみを拾いながら登校あるいは下校する日の設定
- ・ 地域コミュニティと協働して大通りや河川等のクリーン作戦の実施

（２）いじめ対策等生徒指導と支援体制の充実

暴力行為、いじめ等の児童生徒の問題行動について、学校・家庭・地域及び関係機関が連携して未然防止及び解消に取り組む必要がある。暴力行為については、特定の児童生徒が暴力行為を繰り返し行うこと、低年齢化していることなどの傾向が見られることから、小学校段階からの対応が急務である。いじめについては、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の定義に基づいた、被害児童生徒の立場に立った積極的ないじめの認知を行うとともに、いじめの解消に向け、学校を挙げて適切に対応していく必要がある。

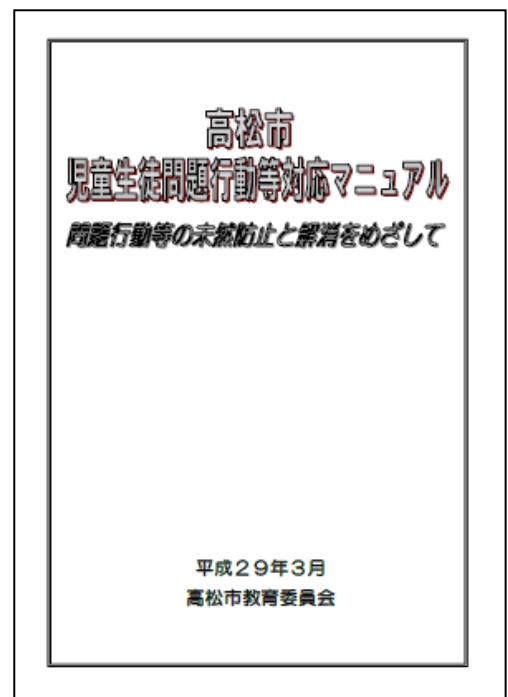
各学校においては、生徒指導の基盤として、児童生徒理解を深めるとともに、児童生徒の望ましい人間関係づくりを促進する等、全教育活動の中で児童生徒を支援し、安心できる学級づくり、学校づくりを行うことが重要である。

このことから、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題の解消は喫緊の課題であり、未然防止に向けて、開発的・予防的な取組が求められている。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材の活用や、警察や県子ども女性相談センター、市こども女性相談課、市少年育成センター等の関係機関との連携、市教育委員会作成の「高松市児童生徒問題行動等対応マニュアル」の活用により、組織的で迅速かつ適切な対応を図るため、校内の生徒指導体制や教育相談体制の整備が必要である。なお、市教育委員会では、関係機関との円滑な連携のため、平成26年度から「児童生徒問題行動対策連絡会」を設置している。

特に、いじめについては、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校が「学校いじめ防止基本指針」を定めることとしており、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置くことが義務付けられている。それを受けて、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応について、その対策を総合的かつ効果的に推進することとなっている。

また、各学校が定めた「学校いじめ防止基本方針」は、平成29年3月に改定された国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び平成29年6月に改定された「香川県いじめ防止基本方針」をもとに、平成29年度に改定した「高松市いじめ防止基本方針」を踏まえ、各学校の実情に応じて、より実効性のあるものへと毎年見直しを行っている。



高松市児童生徒問題行動等対応マニュアル

ア 個と集団を意識した学級経営の充実と自己指導能力の育成

- 互いに認め合い、高め合う、支持的雰囲気のある温かい学級集団づくりを通して、幼児児童生徒同士の共感的な人間関係の育成に努める。
- 一人一人が活躍したり、安心して自分を表現したりする場や機会を設け、自己存在感や自己有用感を高める。
- 自他の違いを理解したうえで、集団や社会の一員として認められる自己実現を図れるよう、関わり合う場や機会を設ける。
- 幼児児童生徒の声に耳を傾け、共感的に受け止め、内面を理解するとともに、触れ合いを通して、教師と幼児児童生徒との信頼関係を築く。
- ほめる、認める、励ますことを通して、幼児児童生徒が自分のよさを自覚できるようにする。
- 学校生活(学習、行事等)の中に、自己選択や自己決定の場を設ける。
- 自分の行為を振り返り、自分のよさや課題に気づき、めあてをもってよりよい自分づくりに励むことができるよう自己評価を工夫する。
- 学習課題や学習活動を工夫し、主体的・対話的な深い学びを通して分かる喜びや学ぶ意義を実感できる授業を行う。

イ 組織的な指導体制・教育相談体制の充実

- 校長のリーダーシップのもと、生徒指導担当教員を中心に、教職員間の連携を図り、チームで幼児児童生徒の自己指導能力の育成を目指す。
- こ幼小中間の情報交換を密にし、幼児児童生徒の情報の共有と指導方針の相互理解を図り、一貫性のある組織的な指導ができる体制をつくる。
- 家庭や地域との連携を密にし、協力を得るとともに、家庭や地域の教育力を生かすような場づくりに努める。
- 児童生徒の健全育成をめざし、問題行動等（ネット上のトラブルも含む）の未然防止と解消に向けて、関係機関の機能を理解し、適切な役割分担を踏まえた連携を強化する。
- 暴力行為・いじめ・不登校等の未然防止、早期対応の充実に向けて、専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童に個別に寄り添い関わる学校生活支援員を積極的に活用することで教育相談体制を強化したり、心の安定を図ったりするほか、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、その改善に努める。

【児童生徒指導推進事業（スクールソーシャルワーカー配置）】

社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に専門的な知識・技術を有する者を、スクールソーシャルワーカーとして中学校に配置して、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣することで、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。



高松市スクールソーシャルワーカーパンフレット「スクールソーシャルワーカーに話してみませんか？」

【いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置）】

小・中学校における問題行動・不登校等の諸課題に対応するため、児童生徒の臨床心理に
関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー等を配置し、いじめ等の問題行動
等の未然防止や早期発見・早期対応に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。

- ・児童生徒に対する相談活動
- ・保護者からの相談への対応
- ・教職員からの相談への対応、気になる児童生徒との関わり方への助言・援助
- ・気になる児童生徒等の情報の収集及び提供
- ・学校の教育相談体制の充実に向けた支援
- ・校内の不登校対策委員会等に参加しての助言、援助
- ・小中連絡協議会に参加しての助言
- ・学校における新たな不登校を生まない未然防止の取組等への協力
- ・教職員のカウンセリング技能等の向上に向けた校内研修等での助言、援助
- ・事件・事故などの重大事案への助言、援助 等

【児童生徒指導推進事業（いじめ・不登校相談専門員配置）】

総合教育センターにいじめ・不登校相談専門員を配置し、児童生徒、
保護者等からの電話相談、来庁相談に応じる。さらに、指導主事等と
連携を取り、いじめや不登校の未然防止や早期発見・早期対応などの
強化に努める。



【「強めよう絆」月間の実践】

いじめのない学校づくりを推進することを目標に、「強めよう絆」月間を設定する。

各学校で児童会や生徒会を中心に、友だち、家族、地域等との「絆を強める」活動を行い、児童生徒のよりよい人間関係づくりを促進するとともに、家庭や地域にも取組を発信し、学校への信頼を高める。

＜実施内容＞

現在、各学校や地域で行われている活動を関連・統合し、月間として設定することで、児童生徒と教職員がより意識的に、人間関係を深める教育活動を展開する。

＜実践例＞

- ・自他の生命の尊重、友情の尊さ、正義を重んじる態度を育む道徳科や学級活動の時間の授業公開、保護者参観
- ・児童会活動や生徒会活動を中心に、いじめや人権について考える集会の開催、キャンペーン等の実施
- ・異学年交流等、なかまづくりに関する行事の開催
- ・保護者や地域と共に行う「スマイルあいさつ運動」や掃除教育「ぴかぴかデー」、「ありがとうの日」、「マイ・ランチの日」等の活動を月間内に設定
- ・各種体験活動の工夫



「強めよう絆」月間の実施



人権集会の開催

【「強めよう絆」推進事業】

学校相談員（退職教員）を派遣し、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題の解決や未然防止を図るための指導や助言、教員の補助等を行う。

(6) 学校人権教育の推進

人権・同和教育は特設した人権に関する学習の時間に行えばよい、というものではなく教育活動全体を通じて行うものである。幼児児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の精神を育み、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決しようとする意識・意欲・態度、実践力を育成することが求められる。

このことから、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の趣旨に沿った教育活動を継続して展開する。幼児児童生徒が、発達段階に応じて、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすることを人権教育の目標とし、以下のような取組の工夫を行う。

ア 人権感覚の豊かな幼児児童生徒の育成

- あらゆる教育活動を通じて、人権尊重の精神を育む取組を進めるとともに、自己や他者に対する肯定的態度、規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、想像力や感受性、コミュニケーション能力、人間関係を調整する能力等を育てる。
- 自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てるために、幼児児童生徒が主体的に学習に参加し、協力して活動し、体験する機会の充実を図る。(参加体験型学習の充実)
- 各園・学校が差別やいじめがなく安心して過ごせ、学べる場・居場所となるよう、人権尊重の視点に立った環境づくりに努める。
- 同和問題をはじめとする様々な人権課題についての知的理解を深め、豊かな人権感覚を養い、差別解消の主体者として課題解決に向けた意識・意欲・態度及び実践力を育てる。

【「スマイルフェスティバル in たかまつ」の開催】

学校・家庭・地域が連携して人権尊重社会の実現をめざし、互いに人権を尊重し合うことのすばらしさや大切さについて考える機会として開催する。

- ・ 保育所、こども園、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校及び社会教育団体等の人権学習で学んだ成果や取組の発表
- ・ 人権作品(ポスター等)の展示



スマイルフェスティバル in たかまつ

【人権教育「いじめの未然防止に向けて」の実践】

人権教育の視点から、いじめの未然防止を図るために、すべての幼児児童生徒を対象にしたこれまでの人権教育の取組を見直し、実践事例等を示しながら、全教職員への意識改善と啓発を行う。全小・中学校の教職員向けのリーフレットを活用し、人権教育の推進が「いじめの未然防止」に大きな効果があることを周知し、実践につなげる。

【「強めよう絆」月間の実践】

小・中学校において、いじめのない明るく活力ある学校にするために、児童生徒の主体的活動を重視し、自らいじめをしない、させない、許さない風土づくりに努める。学校・家庭・地域が協力し、校区をあげていじめのない学校をめざし、人権尊重の精神を育て、地域・学校の行事等として取り組むことを推進する。

- ・人権集会での呼びかけや、児童会・生徒会と連携した取組の充実
- ・地域の人材等を活用した講演会や体験活動
- ・なかまづくりや、自己実現を図る取組の充実



人権集会

イ 学力・進路保障の充実

- 学習指導・進路指導上の課題を有する幼児児童生徒の学習や生活の実態を把握し、分かる授業や個の課題に応じた指導の工夫等、個々の課題解決に向けたきめ細かな支援の充実を図る。
- 家庭・地域、関係諸機関や各校種間の連携を図り、一人一人の適切な進路選択に向け、継続的な指導・支援を行う。
- 将来の夢や希望の実現に向け、自ら目標をもち、その実現に向けて努力する幼児児童生徒を育成するために、長期的な展望に立った、生きる力を身に付ける支援の充実を図る。

ウ 教職員の資質と指導力、人権尊重意識の向上

- 系統的・計画的に研修を行い、教職員自らの人権感覚を磨き、指導力の向上に努める。
- 人権教育を充実させるための推進体制を確立するとともに、人権尊重の視点から教育活動を評価する機会を設け、心に響く人権教育の指導方法・内容等の改善に生かす。
- 幼児児童生徒や家庭・地域の実態を踏まえ、長期的な展望に立った指導の充実を図るために、家庭・地域、関係諸機関や各校種間の連携を強化する。

【部落問題学習の公開授業の推進】

全ての小・中学校において部落問題学習を推進できる環境を整えるため、小・中学校に部落問題学習の公開を呼びかけ、その参観や授業討議に参加できる機会を設定し、教員の指導力を高め、各校での実践の推進を図る。



部落問題学習の公開授業

【人権教育教員研修会の開催】

こども園、幼稚園、小・中学校の教職員の人権尊重意識の向上を図り、人権に関する正しい知的理解と、豊かな人権感覚を身に付け、幼児児童生徒への関わりを振り返るとともに、意欲的に人権教育に取り組む実践力を養うために、研修会を行う。

- ・教職員の知的理解と人権感覚の習得
- ・具体的実践方法や授業づくり、参加体験型学習の推進
- ・誰一人取り残さず、一人ひとりが輝く教育の実現に向けて、人権意識の高揚



人権教育教員研修会（オンライン開催）

【人権教育研修事業】

人権教育を効果あるものにするため、こども園、幼稚園、小・中学校、高等学校のPTA会員、地域等を対象に人権教育研修会を実施する。

- ・人権教育講演会、人権コンサート、人権劇等
- ・地域人材の活用



人権講演会

【人権教育・啓発資料の配布・活用】

人権教育・啓発の充実のために、市民のための人権問題学習資料「人権ナビ」を作成し、高松市内小・中学校保護者に配布するとともに、市民講座等の各種研修会で活用する。また、教職員啓発用リーフレット「超入門先生のためのLGBT」を保育所、こども園、幼稚園、小・中学校、高等学校教職員に配布し、所・園・学校における研修会で活用する。



人権教育・啓発資料

【視聴覚教材等の活用】

人権教育・啓発の充実のために、人権教育・啓発用のビデオ、DVDの活用を図る。

- ・人権教育・啓発用ビデオ、DVDの紹介・貸出

※高松市公式ホームページ内から